

大洲市9月定例議会

～日本共産党 梅木かづこの議会報告 その4～

梅木かづこ市議の一般質問とその答弁

3. 子どもの貧困問題について

今、本市でも17歳以下の子供のいる家庭、約3,800世帯のうち、生活保護世帯及び市民税非課税世帯が約640世帯、12%になります。

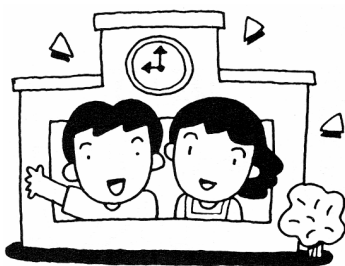
6月議会では、子供の貧困対策を福祉、教育など関係機関と連携しながら総合的に取り組んでいきたいと答弁されました。どのような内容で、どのように検討し、またしていきますか。

＜答弁＞ 具体的な施策として、被保護世帯及び市民税非課税世帯の保育所利用料負担額の軽減措置、要保護者及び準要保護者に対する学用品費、学校給食費など、就学に必要な経費の一部援助、母子世帯及び父子世帯への児童扶養手当の支給などを実施している。また、特にひとり親家庭においては、一人で子供を支えなければならず、さまざまな点で困難が生じることから、自立支援に向けた各種給付金制度や貸付事業の実施、医療費の公費負担など助成制度を設け、必要に応じ十分に活用できるよう、相談等を含め支援を行っている。

なお、手助けが必要な方は、民生児童委員さんや総合福祉センターに設置をしている大洲市くらしの相談支援センター、また市役所に配置している母子・父子自立支援員、家庭相談員、就労支援員に御相談いただければ、関係機関と連携をとりながら支援をさせていただきます。

就学援助金について質問いたします。就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について、国の援助に関する法律があります。文部科学省から制度の趣旨、基準など、周知するように通知が出ています。

入学時、あるいは進級時に、学校で就学援助制度の書類の配付をしているなどの自治体は、全国で75.4%です。本市は、どのような方法をとっているのか、取り扱いはどうなっているのか、お聞きします。



＜答弁＞ 経済的な理由によりお困りで法的援助を希望される全ての保護者に、制度が利用できるよう「広報大洲」や市ホームページに掲載するほか、入学説明会や保護者説明会の際に制度内容を記載した文書を保護者の皆様に配付して説明を行うなど、その徹底を図っているところ。

また、各学校が行う家庭訪問や個人面談の際にも、必要に応じて案内をさせていただき、随時申請ができるようにしているところです。

本市で援助が受けられる基準と給付の内容、クラブ活動、生徒会費、PTA会費が追加されたかなど、また申請方法について具体的に明らかにしてください。また、民生委員の署名は必須ではないとされていますが、いかがですか。

＜答弁＞ 当市の具体的な要件は、生活保護法の規定による要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認める方で、生活保護が停止または廃止された方、市民税が非課税または減免されている方、個人事業税が減免されている方、固定資産税が減免されている方、国民年金の掛金が減免されている方、国民健康保険の保険料が減免または徴収猶予されている方、児童扶養手当を受給されている方、その他教育委員会が特に給付の必要があると認める方のいずれかに該当する方を10人を保護者としており、生計を同一とする世帯の所得が文部科学省により示された基準に満たない方としている。なお、民生委員さんの署名については、大洲市では求めておりません。

給付内容については、要保護者に対して修学旅行費の実費分の給付を行い、準要保護者に対しては学用品費、通学用品費及び遠足等の校外活動費として、小学校児童1人当たり年額1万2,970円、中学校生徒1人当たり年額2万4,560円を、また新入学児童・生徒学用品費として、児童1人当たり2万470円を、生徒1人当たり2万3,550円を給付するとともに、給食費と修学旅行費の実費分の給付を行っている。

また、学校保健安全法第24条の規定により、政令で定める疾病の治療のために、保護者が負担する経費についての援助も実施している。なお、これらの給付に加え、小学生校外活動における国立大洲青少年交流の家での食事代と使用料、中学生自然教室授業における国立室戸少年自然の家での食事代と見学料等の実費を負担している。

なお、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、大洲市では現在対象としてございません。